

佐賀県告示第 271 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更する旨の届出があった。

令和 3 年 8 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地		変更年月日
訪問看護ステーション寿楽	旧	鳥栖市弥生が丘一丁目 18 番地	令和元年 7 月 1 日
	新	鳥栖市弥生が丘二丁目 146 番地 1	
訪問看護ステーションハートフルまんてん	旧	武雄市武雄町昭和 16-7	令和 2 年 5 月 15 日
	新	武雄市武雄町大字富岡 8279 番地 3	
訪問看護ステーション行かなくっ茶	旧	唐津市神田 2074 番地 3	平成 25 年 4 月 1 日
	新	唐津市鏡 3769 番地 102	